

〈新築・一戸建て(フラット35・財形住宅融資)住宅 (第3条関係)〉

別表1

新築・一戸建て(一般のフラット35・財形住宅)住宅の手数料(消費税別)

フラット35・財形住宅	設計検査 注2)	中間現場検査	竣工現場検査
センターへ建築基準法を同時申請	14,000円	21,000円	15,000円
上記以外	23,000円	21,000円	21,000円
*建築基準法を同時申請とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。			

注1)住宅瑕疵担保保険又は特定工程の中間検査の実施(センターが実施)により、中間現場検査を省略する場合は、中間現場検査手数料は加算しないものとする。

注2)住宅金融支援機構承認住宅の場合は、設計検査手数料から3,000円減額する。

別表2

新築・一戸建て(設計住宅性能評価活用)住宅の手数料(消費税別)

フラット35・財形住宅	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
センターへ建築基準法を同時申請	省略	21,000円	15,000円
上記以外	省略	21,000円	21,000円
*建築基準法を同時申請とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。 *設計住宅性能評価(センターに申請)を活用し設計検査を省略する場合は、必要な等級等の要件に適合していること。			

注1)住宅瑕疵担保保険又は特定工程の中間検査の実施(センターが実施)により中間現場検査を省略する場合は、中間現場検査手数料は加算しないものとする。

注2)他機関にて設計住宅性能評価を取得した場合(必要な等級等の要件に適合していること)は、別表1の手数料とする。

別表3

新築・一戸建て(建設住宅性能評価活用)住宅の手数料(消費税別)

フラット35・財形住宅	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
センターで評価手続き中	省略	省略	5,000円
センターで評価取得済み (竣工現場検査省略)	省略	省略	5,000円
センターで評価取得済み (竣工現場検査必要)注1)	省略	省略	21,000円
*建設住宅性能評価(センターに申請)を活用し設計検査・中間現場検査を省略する場合は、必要な等級等の要件に適合していること。			

注1)竣工現場検査必要な場合とは、「劣化対策等級1」、「維持管理対策(専用配管)等級1または等級2」の場合で、評価方法基準では定めのない基準に適合しているか確認が必要。

別表4

新築・一戸建て(竣工済特例)住宅の手数料(消費税別)

フラット35・財形住宅	設計検査	竣工現場検査
センター交付の確認済証及び検査済証有	14,000円	25,000円
センター交付の確認済証有及び完了検査同時申請	14,000円	15,000円
上記以外	23,000円	25,000円
センター交付の確認済証及び検査済証有 (設計住宅性能評価活用)	省略	25,000円
センター交付の確認済証有及び完了検査同時申請 (設計住宅性能評価活用)	省略	15,000円
上記以外(設計住宅性能評価活用)	省略	25,000円
センター交付の建設住宅性能評価を活用 (設計検査・現場検査省略)	5,000円	
*設計又は建設住宅性能評価(センターに申請)を活用し設計検査・中間現場検査を省略する場合は、必要な等級等の要件に適合していること。		

別表5

新築・一戸建て フラット35S基準ごとの加算手数料(消費税別)

フラット35Sの基準内容 注1,注3,注5,注6)	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
耐久性・可変性 注2)・バリアフリー性	7,000円	5,000円	7,000円
省エネルギー性 注2)	12,000円	5,000円	7,000円
耐震性	20,000円	7,000円	5,000円

注1) 複数選択の場合は基準内容により、それぞれ加算する。

注2) 省エネルギー性で「住宅事業建築主判断基準」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」を選択した場合、又は耐久性・可変性で「長期優良住宅」を選択した場合は加算しないものとする。

注3) 他機関にて設計住宅性能評価を取得した場合、又は省エネルギー性で「BELS評価書」を選択した場合は設計検査のみ加算しないものとする。

注4) 住宅瑕疵担保保険又は特定工程の中間検査の実施(センターが実施)により、中間現場検査を省略する場合は、中間現場検査手数料は加算しないものとする。

注5) 住宅金融支援機構承認住宅(フラット35S適合仕様シートを提出)の場合、全ての基準で設計検査の加算手数料は5,000円とする。

注6) フラット35Sの基準に対応した「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」を活用する場合は、加算しないものとする。